

令和6年度事業報告書

【総括】

令和6年度は、以下の5つを事業執行の重点事業としました。

- 重点事業1 相続登記申請の義務化に伴う相談需要等に対応すること
- 重点事業2 当会研修規則に基づく単位取得義務の達成率を向上させること
- 重点事業3 信頼される登記制度維持のために、非司法書士の取締を強化すること
- 重点事業4 社会的問題を研究し、対応方法を検討し会員に提示すること
- 重点事業5 より効果的な広告・広報を実施すること

令和6年4月18日（木）に、長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」を締結しました。

この協定の締結により、民間事業者等による、県内自治体への「自治体支援サービス」の提供から司法書士法違反の可能性のある事業への誘導を回避し、司法書士（会）が、県内地方公共団体の住民への法的サービスの適法・適切な提供者として空き家対策と所有者不明土地等の社会問題の解決に向けた連携した取組みを進めることができました。

[関連記事＝会報“信濃” No.407参照]

4月1日から始まった相続登記申請の義務化に対して、登記を扱うことができる実質的唯一の専門職として、相談事業部を中心に常設相談を含め、多方面で各種相談会を実施してまいりました。

相談需要を充足するためには、まず、相談員・受託者の養成が必要であり、相談事業部では、新規登録者を主な対象者として、司法書士総合相談センターが実施する各種相談事業についての説明会を行い、相談員としての疑問や不安を解消し、相談員・受託者としての登録を促しました。（重点事業1）

司法書士能力の向上及び担保を図るため、研修部においては、会員が受講しやすい環境で受講することができるよう、引き続きWeb配信を併用した研修を実施しました。

会員各位の自助努力に頼まざるを得ない面がありますが、なお、会として、司法書士制度の維持・発展のために必要となる能力担保、養成のために必要な指導を行っていく必要があると考えています。（重点事業2）

非司行為者を積極的に摘発すべく司法書士法の規定に違反する事実の有無につい

ての実態調査や疑われる事例の情報収集にあたりましたが、行為者の摘発にいたりませんでした。次年度以降も、積極的な対応をとりたいと考えています。(重点事業3)

設置一年目の社会事業部を中心に「養育費問題」「生活困窮者支援」のほか、いわゆる都市部の大量広告事務所による債務整理二次被害に対応すべく相談会を実施しました。それぞれの相談会の実施前には、相談員・受託者が不安なく業務として取り組むことができるよう、研修等を実施し、情報提供が行われました。(重点事業4)

総務部広報委員会により、本会Webサイトの運用が行われました。また、制度広報チラシの作成・配布に加え、新聞広告、テレビCMなど多種多様なメディアを利用し、制度広報を推進しました。これら従来の広告媒体に加え、Web広告・SNS・YouTube等の動画サイトの活用といった新しい広告媒体の使用について検討し、運用してきたX(旧Twitter)については、6年度からそのアカウント名を「長野県司法書士会(公式)」に変更し運用を開始しました。さらに、10月からは、Instagramも運用を開始しています。(重点事業5)

以上のほか、会務を担う会員の負担に配慮すべく、事業執行にあたってWEB会議の併用など、集合にこだわらない事業執行は、会務を担う会員の負担軽減に役立ったと認識しています。